

第1章

人権一般の普遍的な 視点からの取組

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

(1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」を公表した。令和3年3月以降、同「第3次とりまとめ」策定後の社会情勢の変化を踏まえ、これを補足する参考資料を作成し、全国の教育委員会や学校等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、平成22年度から毎年、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」において、人権教育に関し、各地域において研修の講師等としての活動や各学校の指導・助言等を行うことのできる指導者の養成を図っている。

このほか、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱するとともに、当該研究の成果を始めとする人権教育に関する事例や資料を集約・発信するサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

イ 道徳教育の推進

文部科学省では、「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育の充実を図っており、例えば、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

さらに、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

こどもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

トピックス

「人権教育アーカイブ」の開設 ～あらゆる学校、教員等が人権教育に取り組みやすい 環境の整備に向けて～

国連「人権教育のための世界計画」などの国際的潮流、到来しつつあるSociety 5.0時代、相次ぐ個別的な人権課題に関する立法措置など、学校における人権教育の重要性はますます高まっています。

これまで、関係者の多大なる御尽力により、学校における人権教育は着実に進展している一方で、個別の人権課題の指導に当たっては、関連法規等に表れた考え方の正しい理解や、新たな偏見や差別を生み出すことのないような十分な配慮等が求められる中、教員が指導に難しさや不安を感じるなど、人権教育の推進に課題を抱える学校も存在します。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、あらゆる学校、教員等が人権教育に取り組みやすい環境の整備を図るべく、人権教育に関する事例や資料を集約・発信するサイト「人権教育アーカイブ」を令和7年3月に開設しました。

学校の教職員や教育委員会の職員の方々を始めとする関係者の皆様におかれましては、各学校における人権教育の充実に向けた取組を進めるため、ぜひ、本アーカイブを積極的に御活用ください。

人権教育アーカイブはこちら

人権教育アーカイブ

<https://jinken.mext.go.jp/>





人権教育アーカイブ

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職の社会教育主事を対象にした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。また、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

さらに、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）等に関する法の趣旨や性的マイノリティ、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

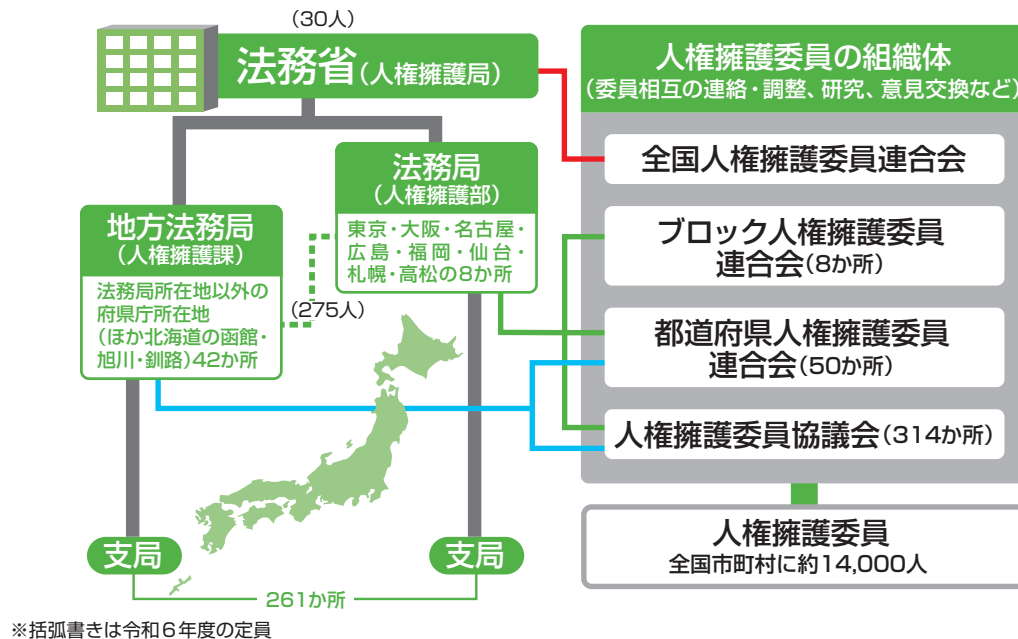
人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等のうち人権教育を除くものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

(1) 人権啓発の実施主体

法務省には、人権啓発を担当する国の機関として人権擁護局が、その下部機関として法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権啓発活動を行っている。加えて、「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり、これら全体を「法務省の人権擁護機関」という。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々であり、現在、約1万4,000人が全国の各市町村（特別区を含む。）に配置され、法務局・地方法務局等と連携しながら、人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものである。

また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に関わる様々な活動を展開している。



法務省の人権擁護機関の構成図(令和6年6月1日)

(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア 令和6年度啓発活動重点目標及び強調事項

法務省の人権擁護機関においては、その時々社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて人権啓発活動を展開している。

令和6年度は、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標とし、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現を目指して各種人権啓発活動を展開した。

また、次の17の項目を啓発活動の強調事項として掲げ、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアやSNS等のインターネットを活用した人権啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② こどもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう



ポスター
「啓発活動重点目標」

- ⑪ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

イ 第76回人権週間

令和6年12月4日から同月10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「第76回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を展開した。

令和6年度は、YouTube法務省チャンネルで『人権週間』と『こどものけんり』をテーマとした法務省人権擁護局長インタビュー動画の配信や、インターネット上の誹謗中傷に関する問題をテーマとしたショート動画の配信、全国各地での人権啓発イベント等を実施するなどした。



ポスター「第76回人権週間」

ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

令和6年度においても、新聞、広報誌、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めたほか、6月1日を中心に、全国2,478か所において、全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所を開設した。



ポスター「人権擁護委員制度」

エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、入賞作文を国民に周知広報することによって広く一般に人権尊重意識を根付かせることなどを目的として、例年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

多くの中学生が、日常の中で見聞きした出来事や体験などを踏まえながら人権につ

いて考察を深めることのできる良い機会となっており、43回目を迎えた令和6年度は、6,450校から73万6,513編の応募があった。優秀作品については、法務省において令和7年2月に中央大会表彰式を行ったほか、法務局・地方法務局においても、人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し、作文を周知した。中央大会における主な入賞作文は次のとおりである。

内閣総理大臣賞 京都府・亀岡市立育親学園8年 寺竹 瑠音さん
「悪口」

法務大臣賞 広島県・学校法人盈進学園盈進中学校3年 山本 花奈さん
「託されたいのちのバトン」

文部科学大臣賞 東京都・中野区立第二中学校2年 (氏名非公表)
「偏見にとらわれない事を大切に」

これらの作品を含む主な入賞作文については、「第43回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

また、上記の3作品については、世界にも発信することを目的として、英語に翻訳の上、法務省ホームページ（英語版）に掲載した。



第43回全国中学生人権作文コンテスト
中央大会表彰式の様子（寺竹瑠音さん）



第43回全国中学生人権作文コンテスト
入賞作文集

オ 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さをこどもたちに体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。

小・中学生等を対象に、「人権の花運動」（10頁参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して、啓発アニメーション動画や紙芝居・絵本といった、こどもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想についてこどもたちが理解することができるように努めている。また、近年は、「ビジネスと

人権」に関する国内外の関心の高まり（100～103頁参照）を背景に、企業研修等において「大人の人権教室」を実施している。

令和6年度は、98万5,983人を対象に行われた。

カ 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業・法人等の団体及び個人の中から、人権擁護上顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣又は全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行うもので、平成19年度に開始され、令和6年度は18回目の開催となった。

令和6年度の受賞者は、次のとおりである。

法務大臣感謝状 株式会社NTTドコモ（東京都）

日本放送協会福岡放送局（福岡県）

全国人権擁護委員連合会会長感謝状

日本放送協会福井放送局（福井県）



人権擁護功労賞表彰状伝達式の様子

(3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動(人権啓発活動中央委託事業)

(ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

(イ) 令和6年度の啓発活動

① 人権啓発教材の作成

- ・啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」
- ・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」
- ・啓発動画「知っていますか？障害者差別解消法」
- ・啓発冊子「『ビジネスと人権』ファーストステップ～中小企業向け取組事例集～」

- ② 人権シンポジウム等の開催
 - ・次世代とともに考えるハンセン病問題人権シンポジウム～ハンセン病問題から学ぶべきこと～（75頁参照）
 - ・共生社会と人権に関するシンポジウム～今、企業に求められること～（45頁参照）
- ③ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催（109頁参照）
- ④ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施（109頁参照）
- ⑤ 人権週間を中心とした人権尊重思想の普及高揚を目的とする全国規模での広報の実施
- ⑥ 「人権ライブラリー」のホームページ（<https://www.jinken-library.jp/>）の運営等

イ 地方公共団体が行う啓発活動（人権啓発活動地方委託事業）

（ア）人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業（以下「地方委託事業」という。）は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、あらゆる人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、新聞広告、地域総合情報誌広告等を実施している。

（イ）地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」（113頁参照）との連携の下に実施される地方委託事業を、「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。令和6年度は、同事業として、人権の花運動（注）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（113～114頁参照）、地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等、地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

（注）人権の花運動は、児童が協力して花の種子や球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、全国の人権擁護委員が中心となって実施している、主に小学生を対象とした人権啓発活動である。この活動では、児童が育てた花を保護者や社会福祉施設に届けるなどすることで、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

令和6年度は、3,786校の学校等において、39万3,526人を対象に行われた。

（4）中小企業・小規模事業者等に対する啓発活動

経済産業省では、令和6年度は、企業活動における様々な人権問題等に関するセミナーやシンポジウムを全国で開催し、中小企業・小規模事業者等に対して人権意識の涵養^{かん}を

図った（開催回数：80回、参加・視聴数：1万5,808人）。

また、併せて、企業の社会的責任に係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを企業等に配布した。



パンフレット
「令和6年度CSR（企業の社会的責任）と人権」

(5) 国際的な人権課題に関する啓発活動

例年、外務省では、国際場裡においてフォーラム等への登壇や国際機関への拠出等を通じて、国際的な人権課題の啓発を行っている。

令和6年度においては、シンガポール、タイにおいて現地に進出する日本企業に対し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を含む「ビジネスと人権」に関する我が国の取組の紹介・啓発を行った。また、国際機関への拠出を通じた人権デュー・ディリジェンス導入促進支援事業や各種フォーラムへの登壇等を通じ、国際機関とも連携して、企業活動における人権尊重の考え方の普及・啓発に努めている。

3 人権教育・啓発に関する基本計画の見直し

人権教育・啓発に関する基本計画は、人権教育・啓発推進法第7条に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定された。

政府は、同基本計画に基づき、人権教育・啓発施策を実施しているが、昨今の我が国の人権状況は大きく様変わりしており、人権教育・啓発施策については、各人権課題の解決に向け、これまでの取組状況を踏まえた上で、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を捉えた効果的な取組の推進や新たな人権課題に対する適切な対応が求められている。

そこで、政府は、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応した人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、人権に関わる教育・啓発活動を行っている関係府省庁間で情報を共有し、その密接な連携・協力を図ることを目的として、令和6年6月3日、「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」を設置し、同基本計画の見直しに向けた検討を行うこととした。

令和6年度は、同会議の下に設置した幹事会において、有識者や関係団体等からのヒアリングを実施したほか、関係府省庁間で同基本計画の見直しに向けた協議を実施し、令和7年1月20日に中間試案を取りまとめた。また、この中間試案について、同月28日から同年2月26日までの間、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、関係府省庁間で更なる協議を行うなど、引き続き、見直しに向けて必要な作業を進めているところである。